

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

檜原村の総人口は、平成30年5月末で2,221人である。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢者（65歳～）人口は、それぞれ129人、973人、1,119人となっており、総人口に占める割合はそれぞれ、5.8%、43.8%、50.4%であり少子高齢化が顕著である。今後も自然減少が続くと推測され、檜原村も人口減少と少子高齢化という大きな時代や社会の変化に逆らうことはできないと考えられる。

檜原村の産業は、平成26年の経済センサス調査では160事業所、従業員は962人となっている。業種別にみると、上位3つは、卸売業・小売業22.5%、建設業18.1%、宿泊業・飲食サービス業16.3%となっている。従業員数についてこの上位3つの業種を平成24年の経済センサスと比較してみると、卸売業・小売業は△0.2ポイント、建設業△0.9ポイント、宿泊業・飲食サービス業△3.3ポイントであった。

村の中小企業者の実態は小規模事業者が多く、人口減少や少子高齢化を背景とした人手不足並びに品質・コスト・納期・サービスなど多様化する顧客ニーズへの対応力不足が課題になっており、村の中小企業支援策として、小規模事業者経営改善資金に伴う利子補給の補助を行っている。また、平成29年度には、隣接するあきる野市と檜原村を管内とするあきる野商工会が、管内の経済の更なる活性化を図る地域経済活性化対策事業として、プレミアム商品券事業を実施した。それに併せて、檜原村独自に村内のプレミアム商品券取扱店で使用すれば、10%の上乗せができることとし、取扱店に上乗せ分を補助金として交付し、村内からの購買力流出防止と生活支援を行うことにより地域経済活性化を図ったが、引き続き村内中小企業の生産性の抜本的な向上の取組を支援していくことが、喫緊の課題である。

	事業所数（所）		従業員数（人）	
	平成24年度	平成26年度	平成24年度	平成26年度
全産業	143（100%）	160（100%）	842（100%）	962（100%）
建設業	30（21.0%）	29（18.1%）	114（13.5%）	121（12.6%）
卸売業，小売業	34（23.8%）	36（22.5%）	91（10.8%）	102（10.6%）
宿泊業，飲食サービス業	27（20.1%）	26（16.3%）	133（15.8%）	120（12.5%）

※（ ）内は全体の比率

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、村として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

檜原村の産業は、卸売業・小売業、建設業、宿泊業・飲食サービス業等と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

檜原村の産業は、多岐にわたる業種が村内各地に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

檜原村の産業は、卸売業・小売業、建設業、宿泊業・飲食サービス業等と多岐にわたり、多様な業種が檜原村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品の開発、業務の効率化、製品品質の向上、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・区市町村民税又は固定資産税の納税義務者で、既に納期の経過した分を完納していない者については認定の対象としない。